

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年5月22日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

（専決理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>三</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ハ及びホ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ハ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u>	字句の改正 字句の追加 ハの追加

ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 三 (略) (2)及び(3) (略) (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)から(4)まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)から(8)まで (略) 3 (略) 附 則	三 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>(ハに掲げるものを除く。)</u> 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 ホ (略) (2)及び(3) (略) (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)から(4)まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第65条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)から(8)まで (略) 3 (略) 附 則	ハの繰下げ 字句の追加 二の繰下げ 字句の追加
--	---	---

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) 2から22まで (略) 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27及び28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2から13まで (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) 2から22まで (略) 23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27及び28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2から13まで (略) 14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 項の追加
--	---	---

14及び15 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の4 法附則第16条の2 第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法	7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 15及び16	項の繰下げ 条の削除
--	---	--------------------------

<u>人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用す</u>		
---	--	--

る場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並び

<u>に当該各特定被災共用土地</u> <u>納税義務者の当該特定被災</u> <u>共用土地に係る持分の割合</u> (5) <u>法附則第16条の2第3項</u> <u>の規定により按分する場合</u> <u>に用いられる割合に準じて</u> <u>定めた割合及び当該割合の</u> <u>算定方法</u> 4 <u>法附則第16条の2第9項の</u> <u>規定により特定被災共用土地</u> <u>とみなされた特定仮換地等</u> <u>(以下この項において「特定</u> <u>仮換地等」という。)</u>に係る <u>固定資産税額の按分の申出に</u> <u>ついては、前項中「特定被災</u> <u>共用土地納税義務者」とある</u> <u>のは「特定仮換地等納税義務</u> <u>者」と、「特定被災共用土地</u> <u>の」とあるのは「特定仮換地</u> <u>等の」と、「特定被災共用土</u> <u>地に」とあるのは「特定仮換</u> <u>地等に対応する従前の土地で</u> <u>ある特定被災共用土地に」と</u> <u>する。</u> <u>(平成30年7月豪雨に係る固</u> <u>定資産税の特例の適用を受け</u> <u>ようとする者がすべき申告</u> <u>等)</u> 第6条の5 <u>法附則第16条の3</u> <u>第1項(同条第2項において</u> <u>準用する場合を含む。)</u>の規 <u>定の適用を受けようとする者</u> <u>は、当該年度の初日の属する</u> <u>年の1月31日(第37条第6項</u> <u>の規定により同項に規定する</u>		条の削除
---	--	-------------

仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名

又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項

に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日

において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において

準用する場合を含む。）の
規定により読み替えて適用
される場合を含む。）の規
定の適用を受けようとする
土地を法第349条の3の2
第1項に規定する家屋の敷
地の用に供する土地として
使用することができない理
由

(4) その他市長が固定資産税
の賦課徴収に関し必要と認
める事項

2 法附則第16条の3第1項
（同条第2項において準用す
る場合を含む。）の規定の適
用を受ける土地に係る令和5
年度分及び令和6年度分の固
定資産税については、第54条
の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に
規定する特定被災共用土地
（以下この項において「特定
被災共用土地」という。）に
係る固定資産税額の按分の申
出は、同項に規定する特定被
災共用土地納税義務者（以下
この項において「特定被災共
用土地納税義務者」とい
う。）の代表者が毎年1月31
日までに次に掲げる事項を記
載した申出書を市長に提出し
て行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は
名称及び個人番号又は法人
番号（個人番号又は法人番
号を有しない者にあつて

は、住所及び氏名又は名称) (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」と		
---	--	--

する。 (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第6条の6 法附則第16条の4</u> <u>第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1	(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第6条の4 法附則第16条の2</u> <u>第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、市長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1	条の繰上げ及び 字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	--	--

号若しくは第2号又は第3 項第1号若しくは第2号に 掲げる者との関係 (2) 法附則第16条の4第1項 に規定する被災住宅用地の 上に令和2年度に係る賦課 期日において存した家屋の 所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日 において法附則第16条の4 第1項（同条第2項におい て準用する場合及び同条第 6項（同条第7項において 準用する場合を含む。）の 規定により読み替えて適用 される場合を含む。）の規 定の適用を受けようとする 土地を法第349条の3の2 第1項に規定する家屋の敷 地の用に供する土地として 使用することができない理 由 (4) （略） 2 法附則第16条の4第1項 （同条第2項において準用す る場合を含む。）の規定の適 用を受ける土地に係る令和5 年度分及び令和6年度分の固 定資産税については、第54条 の2の規定は適用しない。 3 法附則第16条の4第4項に 規定する特定被災共用土地 （以下この項において「特定 被災共用土地」という。）に 係る固定資産税額の按分の申 出は、同条第4項に規定する	号若しくは第2号又は第3 項第1号若しくは第2号に 掲げる者との関係 (2) 法附則第16条の2第1項 に規定する被災住宅用地の 上に令和2年度に係る賦課 期日において存した家屋の 所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日 において法附則第16条の2 第1項（同条第2項におい て準用する場合及び同条第 6項（同条第7項において 準用する場合を含む。）の 規定により読み替えて適用 される場合を含む。）の規 定の適用を受けようとする 土地を法第349条の3の2 第1項に規定する家屋の敷 地の用に供する土地として 使用することができない理 由 (4) （略） 2 法附則第16条の2第1項 （同条第2項において準用す る場合を含む。）の規定の適 用を受ける土地に係る令和7 年度分及び令和8年度分の固 定資産税については、第54条 の2の規定は適用しない。 3 法附則第16条の2第4項に 規定する特定被災共用土地 （以下この項において「特定 被災共用土地」という。）に 係る固定資産税額の按分の申 出は、同条第4項に規定する	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
--	--	--

特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)及び(2) （略） (3) 特定被災共用土地に係る 法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) （略） (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)及び(2) （略） (3) 特定被災共用土地に係る 法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) （略） (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	字句の改正 字句の改正 字句の改正
--	--	--

(住宅用地等に対して課する
令和6年度から令和8年度ま
での各年度分の固定資産税の
減額)

第9条の4 令和6年度から令
和8年度までの各年度分の固
定資産税に限り、住宅用地等
(住宅用地、商業地等及び市
街化区域農地(附則第9条の
2第3項の規定により読み替
えて適用される同条第1項た
だし書の適用を受ける市街化
区域農地を除く。)をいう。
以下この条において同じ。)
に係る当該年度分の固定資産
税額(当該住宅用地等が当該
年度分の固定資産税について
附則第8条又は前条の規定の
適用を受ける住宅用地等であ
るときは、当該年度分の宅地
等調整固定資産税額、商業地
等据置固定資産税額、商業地
等調整固定資産税額又は市街
化区域農地調整固定資産税額
とする。以下この条において
同じ。)が、次の各号に掲げ
る年度の区分に応じ、当該各
号に定める額を超える場合に
は、その超えることとなる額
に相当する額を、当該住宅用
地等に係る当該年度分の固定
資産税額から減額する。

(1) 令和6年度 次に掲げる
住宅用地等の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(住宅用地等に対して課する
令和6年度から令和8年度ま
での各年度分の固定資産税の
減額)

第9条の4 令和6年度から令
和8年度までの各年度分の固
定資産税に限り、住宅用地等
(住宅用地、商業地等及び市
街化区域農地(附則第9条の
2第3項の規定により読み替
えて適用される同条第1項た
だし書の適用を受ける市街化
区域農地を除く。)をいう。
以下この条において同じ。)
に係る当該年度分の固定資産
税額(当該住宅用地等が当該
年度分の固定資産税について
附則第8条又は前条の規定の
適用を受ける住宅用地等であ
るときは、当該年度分の宅地
等調整固定資産税額、商業地
等据置固定資産税額、商業地
等調整固定資産税額又は市街
化区域農地調整固定資産税額
とする。以下この条において
同じ。)が、次の各号に掲げ
る年度の区分に応じ、当該各
号に定める額を超える場合に
は、その超えることとなる額
に相当する額を、当該住宅用
地等に係る当該年度分の固定
資産税額から減額する。

(1) 令和6年度 次に掲げる
住宅用地等の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等 以外の住宅用地等 当該 住宅用地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税 標準額に、住宅用地にあ っては100分の110、商業 地等にあっては100分の 110、市街化区域農地に あっては100分の110（以 下この条において「負担 上限割合」という。）を 乗じて得た額（当該住宅 用地等が当該年度分の固 定資産税について <u>法第 349条の3</u> 又は <u>法附則第 15条から第15条の3</u> まで の規定の適用を受ける住 宅用地等であるときは、 当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た 額）を当該住宅用地等に 係る令和6年度分の固定 資産税の課税標準となる べき額とした場合におけ る固定資産税額 ロ 令和5年度分の固定資 産税について、武蔵野市	イ ロに掲げる住宅用地等 以外の住宅用地等 当該 住宅用地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税 標準額に、住宅用地にあ っては100分の110、商業 地等にあっては100分の 110、市街化区域農地に あっては100分の110（以 下この条において「負担 上限割合」という。）を 乗じて得た額（当該住宅 用地等が当該年度分の固 定資産税について <u>地方税 法及び地方税法等の一部 を改正する法律の一部を 改正する法律（令和7年 法律第7号）第1条の規 定による改正前の地方税 法（以下「令和7年改正 前の法」という。）第 349条の3</u> 又は <u>令和7年 改正前の法附則第15条か ら第15条の3</u> までの規定 の適用を受ける住宅用地 等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額）を当 該住宅用地等に係る令和 6年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額と した場合における固定資 産税額 ロ 令和5年度分の固定資 産税について、武蔵野市	字句の改正 字句の改正
--	---	---------------------------

市税条例の一部を改正する条例（令和6年3月武蔵野市条例第22号）による改正前の武蔵野市市税条例（附則第17条の3の3において「令和6年改正前の条例」という。） 附則第9条の4第1項第3号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和5年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和6年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号及び附則第17条の3の3において「令和6年改正前の法」という。） 第349条の3又は令和6年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額） に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和6年度分の固定資産税について<u>法第349条の3</u>又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用	市税条例の一部を改正する条例（令和6年3月武蔵野市条例第22号）による改正前の武蔵野市市税条例（附則第17条の3の3において「令和6年改正前の条例」という。） 附則第9条の4第1項第3号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和5年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和6年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号及び附則第17条の3の3において「令和6年改正前の法」という。） 第349条の3又は令和6年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額） に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和6年度分の固定資産税について<u>令和7年改正前の法第349条の3</u>又は<u>令和7年改正前の法附則第15条</u>から第15条の	字句の改正 字句の改正
--	--	-----------------------------------

地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和6年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (2) 令和7年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ (略) ロ 令和6年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和6年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和7年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和6年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和6年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (2) 令和7年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ (略) ロ 令和6年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和6年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3又は令和7年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和7年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則	字句の改正 字句の改正
---	---	-----------------------------------

用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和7年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(3) (略)

(住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第17条の3の3 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計

第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和7年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(3) (略)

(住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第17条の3の3 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計

画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。 (1) 令和6年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令	画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。 (1) 令和6年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3(第18項を除く。)又は令和7年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得	字句の改正 字句の改正
---	--	---------------------------

和 6 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 ロ 令和 5 年度分の都市計画税について、令和 6 年改正前の条例附則第 17 条の 3 の 3 第 3 号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和 5 年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和 6 年改正前の法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は令和 6 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和 6 年度分の固定資産税について <u>法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ</u>	た額）を当該住宅用地等に係る令和 6 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 ロ 令和 5 年度分の都市計画税について、令和 6 年改正前の条例附則第 17 条の 3 の 3 第 3 号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和 5 年度分の都市計画税に係る同条に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和 6 年改正前の法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は令和 6 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和 6 年度分の固定資産税について <u>令和 7 年改正前の法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は令和 7 年改正前の法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額</u>	字句の改正 字句の改正
--	--	---------------------------

て得た額)を当該住宅用地等に係る令和6年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (2) 令和7年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ (略) ロ 令和6年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和6年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和7年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を	にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和6年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (2) 令和7年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ (略) ロ 令和6年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和6年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3(第18項を除く。))又は令和7年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和7年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条	字句の改正 字句の改正
---	---	---------------------------

受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和7年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (3) (略) (都市計画税に係る読替規定) 第18条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、<u>第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和7年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (3) (略) (都市計画税に係る読替規定) 第18条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、<u>第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	字句の改正
---	--	--------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第65条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(改正理由)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第119号)の施行による地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。